



会長	副会長	庶務理事	会計理事	事務局長
次長	課長	課長代理	係長	担当
				受付

日医発第 1459 号（情シ）
令和 7 年 12 月 17 日

都道府県医師会 担当理事 殿
郡市区等医師会 担当理事 殿

公益社団法人 日本医師会
常任理事 長島 公之
(公印省略)

電子処方箋を安全に運用できる仕組み・環境の整備のための措置について

平素より本会会務の運営に特段のご理解・ご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

電子処方箋において、日医発第 1117 号（情シ）令和 7 年 10 月 7 日「医薬品等マスターの早期の点検報告に向けた取組と今後について」にて、電子処方箋の点検報告がなされていない医療機関等に対する今後の対応の方向性についてお知らせしましたが、今般、その対応の日程等が具体的に示され、その周知依頼が厚生労働省より本会宛にまいりました。

電子処方箋を利用している多くの医療機関で点検報告を実施していただいている状況です。ご協力いただき誠にありがとうございます。一方で、ごく一部の医療機関ではございますが、点検報告をまだ実施されていない医療機関に関しては、上記の文書でもお知らせしたとおり、電子処方箋管理サービスへの接続停止措置が講じられることとなります。具体的には令和 8 年 1 月 8 日（木）17 時までに点検報告が済んでいない医療機関・薬局に対して、同月 11 日（日）を目途に電子処方箋管理サービスへの接続が停止されます。

なお、対象の医療機関に対して、厚生労働省より架電し、点検報告の対応をお願いしていること申し添えいたします。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知いただくと共に、貴会管下の郡市区等医師会ならびに会員への周知方につき、ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

以上

【点検報告済みリスト】

既に点検報告済で電子処方箋の運用開始日を迎えている場合は、「医薬品等マスター等の点検報告を完了した医療機関・薬局リスト」として厚生労働省ホームページに掲載されておりますので、点検報告を行ったか不明な場合は、ご確認ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/denshishohousen_taioushi_setsu_tenken00001.html

※令和 8 年 1 月 15 日（木）をもって、公表を終了する予定とのことです。

【点検報告未完了（又は今後電子処方箋を導入する予定の）医療機関について】

令和8年1月11日（日）以降、点検報告未完了医療機関（電子処方箋連携サービスの接続停止措置を受けた者を含む）、又は今後電子処方箋を導入する予定の医療機関にあっては、患者の健康被害を防ぐため、医薬品等マスターの設定等が適切に行われているか等安全に運用できる状態であるかについてシステムベンダーとも確認の上、点検報告の旨とともに電子処方箋の利用申請を行うことで、電子処方箋管理サービスへの接続ができるようになります。

※詳細な手順につきましては、医療機関等向け総合ポータルサイトから医療機関宛てへ別途案内がなされる予定です。

【本件の問い合わせ先】

オンライン資格確認等コールセンター 0800-080-4583（通話無料）

月曜日～金曜日（祝日を除く）8：00～18：00

土曜日（祝日を除く）8：00～16：00

※電子カルテの具体的な操作方法等については、各電子カルテ事業者にお問い合わせください。

【別添資料】

- ・事務連絡：電子処方箋を安全に運用できる仕組み・環境の整備のための措置について

事務連絡
令和7年12月17日

別記関係団体 御中

厚生労働省医薬局総務課

電子処方箋を安全に運用できる仕組み・環境の整備のための措置について

標記について、各都道府県等宛て、別添写しのとおり通知しましたので、御了知の上、関係者へ周知いただくようお願ひいたします。

(別記)

公益社団法人 日本医師会

公益社団法人 日本歯科医師会

公益社団法人 日本薬剤師会

一般社団法人 日本病院会

公益社団法人 全日本病院協会

公益社団法人 日本精神科病院協会

一般社団法人 日本医療法人協会

一般社団法人 日本社会医療法人協議会

公益社団法人 全国自治体病院協議会

一般社団法人 日本慢性期医療協会

一般社団法人 国立大学附属病院長会議

一般社団法人 日本私立医科大学協会

一般社団法人 全国公私病院連盟

社会福祉法人 恩賜財団済生会

一般社団法人 日本病院薬剤師会

一般社団法人 日本保険薬局協会

一般社団法人 日本チェーンドラッグストア協会

一般社団法人 日本薬局協励会

日本赤十字社

国家公務員共済組合連合会

全国厚生農業協同組合連合会

社会福祉法人 北海道社会事業協会

独立行政法人 国立病院機構

独立行政法人 労働者健康安全機構

独立行政法人 地域医療機能推進機構

国立研究開発法人 国立がん研究センター

国立研究開発法人 国立循環器病研究センター

国立研究開発法人 国立精神・神経医療研究センター

国立研究開発法人 国立成育医療研究センター

国立研究開発法人 国立長寿医療研究センター

国立健康危機管理研究機構

防衛省人事教育局衛生官

文部科学省高等教育局医学教育課

社会保険診療報酬支払基金

公益社団法人 国民健康保険中央会

医薬総発 1217 第 1 号
令和 7 年 12 月 17 日

各 $\left(\begin{array}{l} \text{都 道 府 縿} \\ \text{保健所設置市} \\ \text{特 別 区} \end{array} \right)$ 衛生主管部（局）宛て

厚 生 労 働 省 医 薬 局 総 務 課 長
(公 印 省 略)

電子処方箋を安全に運用できる仕組み・環境の整備のための措置について

日頃から厚生労働行政に対して御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

電子処方箋については、これまで「電子処方箋システム一斉点検を踏まえた対応について」（令和 6 年 12 月 26 日医薬総発）、「ダミーコードに係る電子処方箋管理サービスの改修に伴う対応について」（令和 7 年 8 月 21 日医薬総発）等において、医療機関及び薬局並びにシステムベンダーの皆様宛へ導入する電子処方箋システムに関する点検報告及び電子処方箋の適切な運用を依頼したところです。

この間、厚生労働省としても医療現場にとって電子処方箋を利用しやすく、安全に運用できる仕組み・環境の整備を進めるため、削除された一般名コードに対する対応や電子処方箋管理サービスにおける YJ コード・レセプト電算処理システム用コードの廃止年月日の調整等ダミーコードの発生低減の取組等を行ってまいりました。さらに、「電子処方箋を受ける薬局側のシステムで、医師の処方と異なる医薬品名が表示される」事案の主な原因であったダミーコードについて、患者の健康被害を防ぐため、令和 7 年 8 月 28 日に電子処方箋管理サービスにおいて登録ができない改修を行いました。加えて、同年 9 月 26 日には、未点検の医療機関・薬局の皆様に対し、万一点検報告を実施されない場合は、原則、年末を目途に関連サービスの接続停止措置を講ずる旨の周知を行ったところです。

郵送を含む定期的な周知を通じ、多くの医療機関及び薬局並びにシ

システムベンダーの皆様に点検・対応にご協力をいただき、関係者の皆様には心より御礼申し上げます。

今般、医療機関及び薬局並びにシステムベンダーの皆様へ医療機関等向け総合ポータルサイトや郵送等による周知及び一定の点検報告が図られたことから、令和8年1月8日（木）17時までに点検報告が済んでいない医療機関・薬局の皆様を対象に、同月11日（日）を目途に関連サービスの接続停止措置を講ずることとしました。当該措置以降の電子処方箋の運用（再開の利用を含む。）については、下記のとおりとするので、貴職におかれでは、これらを御了知の上、貴管下の医療機関・薬局等に対し、本通知の周知をお願いします。

なお、「電子処方箋システム一斉点検を踏まえた対応について」（令和6年12月26日医薬総発）及び「ダミーコードに係る電子処方箋管理サービスの改修に伴う対応について」（令和7年8月21日医薬総発）は、当該措置をもって廃止します。当該廃止に伴い、「電子処方箋点検対応済みの医療機関・薬局リスト」の公表を令和8年1月15日（木）を目途に終了しますので、ご了知下さい。

記

1. 点検報告済医療機関・薬局にあっては、「電子処方箋管理サービスの運用について」（令和4年10月28日付け薬生発1028第1号医政発1028第1号保発1028第1号厚生労働省医薬・生活衛生局長・医政局長・保険局長通知。令和6年12月18日最終改正）に基づき運用を行うこと。医薬品マスタ・特定器材マスタ（以下「医薬品等マスター」という。）の設定等を確認し、報告を行った場合においても、医薬品等マスターの更新は定期的に行われることから、医療機関・薬局で医薬品等マスターの設定を行う場合においては、設定の誤りを防ぐ運用を引き続き実施すること。設定の誤りを防ぐ運用として、以下の方法などを参考にすること。

- 設定ができる人を限定したり、ダブルチェックを行ったりするなど、誤って設定することのないよう対策を定める。
- コードが適切に設定されているか等を定期的に確認する。

2. 点検報告済医療機関にあっては、処方する医薬品・特定器材に対応するコードが設定されていない等の理由により、電子処方箋管理サ

サービスに処方情報を登録できない場合にあっては、紙の処方箋を発行すること。また、院内処方時（紙の処方箋を発行しない場合）等に、電子処方箋管理サービスに登録できない医薬品・特定器材がある場合には、システムベンダーに速やかに確認の上、自医療機関において適切なコード等が設定され次第、登録を行うこと。

3. 点検報告済薬局にあっては、調剤時に、電子処方箋管理サービスに登録できない医薬品・特定器材がある場合には、システムベンダーに速やかに確認の上、自薬局において適切なコードが設定され次第、登録を行うこと。

4. 点検報告未完了医療機関・薬局（電子処方箋関連サービスの接続停止措置を受けた者を含む。）、又は今後電子処方箋を導入する予定の医療機関・薬局にあっては、患者の健康被害を防ぐため、医薬品等マスターの設定等が適切に行われているか等安全に運用できる状態であるかについてシステムベンダーとも確認の上、点検報告の旨とともに電子処方箋の利用申請を行い、適切に運用していただきたいこと（詳細な手順については、別途医療機関等向け総合ポータルサイトから案内予定）。

5. 随時最新の情報の案内等を行うため、引き続き、医療機関等向け総合ポータルサイトからの案内を定期的にご確認いただくとともに、引き続き厚生労働省から配布した医薬品コード等に関連するインシデント事例等を参考に防止対策を実施していただきたいこと。

以上

(参考)

- ・「電子処方箋管理サービスの運用について」（令和4年10月28日付け薬生発1028第1号医政発1028第1号保発1028第1号厚生労働省医薬・生活衛生局長・医政局長・保険局長通知。令和6年12月18日最終改正）
<https://www.mhlw.go.jp/content/11120000/001185244.pdf>

- ・医薬品コード等に関連するインシデント事例
<https://www.mhlw.go.jp/content/11120000/001356418.pdf>

- ・医薬品コードに関する設定と確認について
<https://www.mhlw.go.jp/content/11120000/001465912.pdf>